

「八ヶ岳南麓を横断する高速道路はいらない！国道141号線の改良・改修を！」



中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会ニュース

No.26 2016年10月10日 発行

国交省へ中部横断道(長坂～八千穂)新ルート見直しの話し合いを要請

沿線住民の会と大泉町下井出地区東組高速道路反対対策委は8月29日、国交省甲府河川国道事務所、長野国道事務所に対し「中部横断自動車道(長坂～八千穂)の新ルートの見直しを中心とする話し合い」を要請しました。これは、昨年11月、国交省本省道路局の担当者が、中部横断自動車道(長坂～八千穂)の計画段階評価の過程で「ボタンのかけ違い」があったことを認め、今年の3月には関東地方整備局の担当者も「ボタンのかけ違い」を認めたのを受け、中部横断自動車道(長坂～八千穂)建設計画の問題解決に向けた糸口を見つけるため行ったものです。

これに対し9月9日、国交省甲府河川国道事務所は「話し合いに応じます。これは正式回答です」と電話で伝えてきました。

山梨県の同席を断ると、国交省は

「長野国道事務所は同席しない」と通告

その後沿線住民の会では、日程の調整を図るため甲府河川国道事務所に連絡を取ったところ、「山梨県を同席させてほしい」との要請がありましたが、これに関しては山梨県に対し個別に面談を要請し受諾して頂いていたことから同席を断りました。すると今度は「長野国道事務所は同席しない」と通告してきたのです。

8月29日の要請書には「甲府河川国道事務所、長野国道事務所と沿線住民の会、大泉町下井出地区東組高速道路反対対策委員会の4者」で話し合いの場を持つこととはっきり記載されており、9月9日に国交省甲府河川国道事務所はこの要請を正式に受諾

しました。国交省は「担当所管の甲府河川国道事務所に対応する」として長野国道事務所は同席しないとしています。その主張には理由がありません。中部横断自動車道の長坂～八千穂のルートは山梨県と長野県の両県にまたがるもので、当然ながら所管事務所は甲府河川国道事務所と長野国道事務所になります。ルートの見直しは両県を所管する国交省の事務所の参加が必要なのは明らかで、そのため私たちは要請書で4者の話し合いを要請した



9. 10 清里ウォーク

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会運営委員会

<連絡先> 佐々木郁子 0551-47-6260

郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 0220-7-50803

<https://sites.google.com/site/odandonewroot/oshirase/>

のです。国がこの4者での話し合いを受諾・

合意したという事実は大変重いものがあります。国交省は4者での話し合いの合意を覆そうとしていますが、それは不誠実な対応で、住民との信頼関係を破壊するものです。国

が国民、住民との間の合意、約束したことを一方的に変更したり、覆すことは許されません。

国交省は

新ルートの見直しの話し合いに応じるべきだ！

国交省との話し合いは、甲府河川国道事務所による資料の改ざんなどの不誠実な対応によって2014年7月から2年以上も中断したままです。私たちは今回、中部横断自動車道の問題解決のため話し合いを要請しましたが、国交省が再び不誠実な対応をすれば不信感はますます高まるだけで、今後話し合いの場を持つことはより困難になることは明らかです。

そのような事態に陥らないためにも、国交省は9月9日に4者での話し合いを正式に受諾したことを踏まえ、その合意と約束を守り、4者での話し合いを行うことが必要です。

中部横断道 長野側 3 キロ帯で 長野側住民がルートの変更を求める

未だに3キロのルート帯のままの中部横断自動車道の長野県側で、住民がルートの変更を国と県に要望するよう求める署名活動を行い、5月9日に1677人分の署名を添えて南牧村に提出したことが報道等で明らかにされています。

信濃毎日新聞(6月15日)によると「南牧村議会6月定例会は14日、一般質問があり、質問者4人のうち2人が村内を通る予定の中部横断道建設計画を取り上げた。今定例会に、建設によって農地がつぶれたり、分断されたりすることを懸念する住民側から、国、県に対してルート案の変更を求める要望をするよう陳情などが出されており、村側の姿勢を聞いた。村議からは一般質問では『住民の要望に対し、村はどう対処するのか』といった質問や、国に対し住民説明会を開くよう求める意見が出た」とのことですが、その後も長野国道事務所からの住民説明会は開催されず、代わりに長野県主催の「勉強会」が開催されたとのこと。

6月南牧村議会へはJA長野野辺山支部から「国交省、事業主体に対して環境アセスが始まる前の段階で住民の意見を出すように働きかけてください」という要望や、住民団体からは国交省が示しているル

ート帯案の変更に関する要望についての請願・陳情が合わせて3件出されました。

6月・9月村議会での継続審査となり、村議会閉会中も継続審査の扱いとなりました。

2013年2月に国交省が長野県南牧村で開催した平沢地区での地元説明会では、国交省が示した新ルート帯案に対する要望や変更を求める意見が多数出されましたが、その意見や要望は新ルート案に反映されないまま現在に至っている状況です。

そのため沿線住民の会は7月27日、長野市にある長野国道事務所を訪れ、中部横断道推進室の担当者への質問と話し合いを行いました。(ニュースNo.25 8月号)長野国道事務所は速やかに長野側の当該市町村住民への説明会を開催し、これまでの長野国道事務所の進め方により直接の不利益を受けている山梨県北杜市側住民との意見交換、要請を受ける機会を設けるように強く要請したいと思います。

ふるさと回帰支援センターとの 情報交換、要請を行いました

認定 NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」によるふるさと暮らしを支援する来場者を対象としたアンケートでは、近年、地方へ移住を希望する人の移住希望地域ランキングで人気があるのは長野県と山梨県で、山梨の中でも移住先として北杜市の希望が多いことが発表され、注目されています。

山梨県総合政策部地域創生・人口対策課を所管とするオール山梨移住セミナー＆相談会企画・運営業務委託に係る企画提案募集要項によると、目的・趣旨の冒頭には「地方における急速な少子高齢化・人口減少といった厳しい状況に歯止めをかけるため、自治体間での移住者獲得競争が激化している。このようななか、本県への移住者の増加を図るため、移住希望者が山梨県内のあらゆる情報を取得でき、また、複数市町村の個別相談が可能な、市町村等と連携したオール山梨体制による移住セミナー＆相談会を開催する・・・」と記載されています。

北杜市でもこれと連携し地域課等を所管としてこの間、移住セミナーや 田舎体験ツアーなどが開催されています。

山梨県や北杜市は人口減等への対応として都会からの移住を進める政策を実施し、東京などで移住者獲得の広報・勧誘活動を行っていますが、その広報・勧誘の中では北杜市や山梨県について良いところの説明ばかりが行われ、自然・生活環境等を悪化させている急増する地上型太陽光発電施設の設置問題や八ヶ岳南麓での中部横断自動車道建設計画の問題など、移住希望者にとって注意すべき情報についてきちんと情報提供されていないことが指摘されています。

沿線住民の会には、北杜市へ移住した人で実際に被害を受けている方々からの様々な声が届いています。既に移住希望者が移住した後に平穏生活権

や財産権などが侵害されている深刻な実情から、更に失望・落胆するような被害にあう方が出ないように、北杜市や山梨県には移住を希望する人へ正確な情報を提供するよう強く要請していく必要があります。その一環として、まず9月13日に山梨県と北杜市と連携し移住セミナーなどを開催して地方への移住促進活動を行っている東京・有楽町の認定 NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」(東京都千代田区有楽町東京交通会館内)を訪れ、代表理事の高橋公氏と話し合いを持ち、移住希望者へ北杜市の現状や今起きていることを正確に情報提供するよう要請を行いました。

沿線住民の会と、同席した地上設置型太陽光発電設備により平穏生活権や財産権などが侵害されている2地域居住者は、中部横断自動車道建設計画の問題点や国交省から示されているルートエリア図や地上設置型太陽光発電設備の無秩序な乱立の状況を設置状況図等を示しながら説明しました。

高橋代表理事は「そういう状況は知らなかった」と言い、今後は山梨県、北杜市に対し移住促進セミナーなどにおいて当該地域の正確な情報を提供するよう要望していくと表明しました。

今後は移住促進セミナーを主催する山梨県、北杜市に対し移住希望者に正確な情報を提供できるよう働きかけていきたいと思っています。



9.13 NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」にて

新ルートを歩く③ 清里（東念場）編

秋を感じさせる青空になった9月10日、清里・東念場を参加者（約30人）は「八ヶ岳南麓に高速道路はいらない」ののぼり旗を先頭にウォーキングを行い、新ルートへの反対を訴えました。

清里小学校をスタートすると右側に141号線に沿う林、正面遠くに南アルプス、左側は大門川を超しての浅川集落を懐にした山々という広い景観となっています。

そして、高原のさわやかな風と点在する牧場やペンションが建つ景観は清里の魅力の一つと強く感じました。台地から大門川への急峻な坂道を降りきったところは清里湖、終点です。新ルートでは清里湖の上を通っていますが大きな橋梁と莫大な費用が必要になるだろうと心配してしまいます。

昼食は東念場のペンション中庭でとり、用意されたとん汁を参加者全員で味わいました。その後、交流会が行われ、沿線住民の会から国交省と中部横断自動車道(長坂～八千穂)の新ルートの見直しの話し合いが開催されることなどが報告されました。

中部横断自動車道(富沢～増穂)の「準備書」に見る住民の意見の扱い(その2)

前回に引き続き、山梨県の南部で建設中の中部横断自動車道 富沢～増穂の建設計画に寄せられた住民の意見を紹介します。このうち六郷～富沢の区間は2017年度の開通予定でしたが、トンネルの地盤がもろく、大量の水の噴出、排出土に環境基準を上回るヒ素やセレンなど重金属が含まれることなどから、開通の目途が立っていません。住民からは地盤のむろさを指摘する意見がありましたが、事業主体の国交省甲府河川国道事務所(山梨県)はそれを考慮せずに建設を強行しました。事前調査のずさんさが露呈されたと言えます。

寄せられた住民の意見

構造に関して

●阪神・淡路大震災の時に、高速道路の橋げたが落ちたり、橋脚が倒れた惨状は記憶に新しいところです。あのようにならないという保障はないと思います。

答え 橋梁・トンネル等の構造物については、事業実施段階で詳細な地質調査等を実施し、地すべりや断層が想定される地層等地質の状況を把握した上で、「道路橋示方書V耐震設計編」、「道路トンネル技術基準(構造編)」等に基づき適正に設計・施工いたします。また、阪神・淡路大震災により道路橋が被害を受けたことから、建設省では兵庫県南部地震道路橋震災対策委員会の調査報告を踏まえ道路橋の耐震設計基準を改訂することとしており、計画路線の構造物の設計にあたっては、その結果も踏まえて設計してまいります。

景観について

●景観について建設者の予測結果として現状と殆ど変わらないような所の写真を出して(印刷物)いるが南部町本郷の農家や水田、茶畑まわりの緑濃い山々の中に高速道が作られると景観は全然変わってしまう。のどかな田園風景が失われてしまう。

答え 景観の予測地点は「技術指針」等に基づいて選定しています。「計画路線」に対して主要な眺望点は、景観地と計画路線の両方を眺望できる範囲から最も視認性が良く、かつ不特定多数の人々が日常的に利用している場所を選定しました。また、橋梁など構造物の型式、色彩などについては、現時点で未確定なため、一般的な施工事例を参考に景観検討を行ったものです。事業の実施にあたっては、極力周辺の自然環境や景観との調和が図れるよう配慮してまいります。

地形・地質について

●「環境アセスメントのあらまし」のパンフレットにある「予測及び評価を行う環境要素の設定」について「地形・地質」について「計画道路は、学術上の観点から重要と認められる地域を通過しない」と言う判断理由は誤りではないのか。そう述べる根拠は、平成7年度に、私の住む原部落で、県や町の関係者が呼びかけて、ある集会がありました。集会の内容は「原部落を地すべり地帯に指定するかどうか」というものでした。結論は出ずに、今後さらに調査を続けるというものでした。その調査結果が出ないのに、今度のこの道路の計画が発表されたわけです。原部落の中にも、当然、地すべりのきざしを示すところは何カ所もありますし、道路の計画路線の中には、日本でも有数といわれる地すべり地帯があるわけです。そのような地形・地質にもかかわらず、「計画路線は、学術上の観点から重要と認められる地域を通過しない」というのは、どうしても納得できません。

答え 「技術指針」でいう「学術上の観点」とは、地質構造等を研究するうえでの貴重な地形・地質をさしており、当該地域の地すべりは学術上、一般的なものと考えております。なお、地すべりが起こる可能性のある地域については、事業の実施にあたり、地形・地質など詳細な調査を行い、安全性に配慮した設計・工事等を実施することにより、周辺地域の安全確保に努めてまいります。

地域分断について

●わずかな平坦地を二つに分割されてしまうのは、六郷町の発展にはつながらない。

●今度中部横断道とかが六郷町原地区を通るとかで原地区の人達は気にして居ます。日本中が高速道の恩恵を受けて居ながら勝手ですが、何百年間か、地区の先祖が営々と耕し、生活を営んできた土地であり今住んで居る人達が一生をかけて

人間関係やら財産を築いた楽天地ですから是非他地区を通して欲しいのです。私達は宮原の過疎地域で郵便局、学校、岩間駅、病院、買物等、日常生活のほとんどを岩間地区に依存して居ますので宮原地区の老人は高速道をこえて岩間地区に出なければなりません。その他、いろいろの点で、困惑して居ます。以上の点をお汲み取りの上再考をお願いします。

答え 地形や道路構造等により、地域分断が生じる恐れのある地域については、付替道路を整備するなど、その影響の軽減に努めます。詳細については、事業実施段階に地元住民及び関係機関等と調整・協議を行い、地域間の交流を阻害することのないよう対応してまいります。また、工事中においても迂回路の設置等を行い地域の一体性を損なうことのないよう配慮いたします。

環境について

●南部町本郷町道が広がる為〇〇番地から〇〇番地に移転、静かな所で生活して居ります。しかし中部横断道が通る様に成りますと、排気ガス、騒音、干物にと心配の今日この頃です。

●これからの六郷町の発展を考えたとき、岩間平は必要かつ大切な部分である。そこが騒音で喧騒の巷になれば、開発にも影響する。また、今の環境を考えたとき、日当たり、閑静さと住環境も申し分のないところである。こうした環境は残すべきである。あえて優れた住環境・自然環境を破壊することはない。

●もし、道路が近くを通ることになれば、我家は、すばらしい見晴らしが奪われ、きれいな空気と静けさが奪われてしまうことになります。車社会といえども、身延線が近くを通っていて、どれだけ便利をさせてもらっているかわかりません。郵便局、銀行も近くにあり、病院も商店街もすべてそろっていて、何もかも便利に日常生活が送れ、住宅地としては最高なところで、よその人達から「原はいいね」とどんなにうらやましがら

れているか知れません。こんな幸せいっぱい小さな町を、騒音と排気ガスで荒らさないで下さい。自然環境を守ってくださるよう心からお願いしたく、筆を執りました。よろしくお願い申し上げます。

●高規格幹線道路計画図では、市川大門町黒沢入地区は高架で通る事になっております。準備書では、大気汚染、騒音、景観などは、環境保全目標を達成しているとの事ですが、騒音、振動、排気ガスなどにより今まで住み良かった住環境が破壊される事になると思われます。緑の山々に囲まれ、静かで空気のきれいな住み良いこの環境が破壊されない事を望んでおります。

答え 計画路線について、公害の防止・自然環境の保全に係る環境要素を「技術指針」に基づき予測・評価した結果、適切な環境保全対策を実施することにより、環境基準等を参考として設定した環境保全目標を満足することから、計画路線周辺の生活環境及び自然環境は保全されるものと考えております。なお、供用後、予測しなかった著しい悪影響の発生が新たに予測される場合には必要に応じて、環境に及ぼす影響について調査を実施し、適切な措置を講ずるよう努めてまいります。

環境影響評価法では、事業者の提出する方法書（アセスの項目・方法の案）や準備書（アセス結果の案）に対し住民、自治体は意見を出すことができることになっています。しかし現状では、住民が出した意見はほとんど無視されて建設計画が進められており、自然、環境保護の目的で行われる環境アセスメントはただ手続きを踏めば良しとされていると言っても過言ではありません。八ヶ岳南麓を横断する中部横断自動車道（長坂～八千穂）では、環境アセスが行われるような場合、きちんと調査をさせ自然、環境、景観を守っていくことが重要です。

沿線住民の会会員及びニュース会員募集中！

「沿線住民の会ニュース」は皆様の会費およびカンパで発行されております。会員及びニュース購読会員は沿線以外の方ももちろんOKです。また、一緒に活動して頂ける方も募集しています。

年会費 会員:2500円 ニュース購読会員:1000円

振込先 郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 0220-7-50803

連絡先 0551-47-6260

太陽光発電問題現状報告

小淵沢町下笹尾太陽光パネル訴訟

9月20日、甲府地方裁判所で北杜市小淵沢町下笹尾太陽光パネル訴訟第3回口頭弁論が行われました。裁判中にも関わらず、新たに被告事業者の太陽光発電施設が新設され、更なる樹木の伐採も進んでいるとの事でした。毎回公判終了後に行われる、原告住民・弁護士・傍聴者との意見交換が行われますが、4度目の傍聴を終えて、原告住民の方々がこの裁判に費やしている時間と労力を考えると、頭が下がるとともに、心ない事業者の為に人生の貴重な時間を奪われ、平穏生活権を侵害され続けている事に怒りを覚える！というのが個人的な感想です。

次回公判も傍聴に取り組みたいと思います。傍聴参加をお願いします。

次回公判 11月29日(火)11時半～

大滝湧水とメガソーラー建設計画問題

8月11日に突然新聞折り込みチラシが入り、13・14日(土・日)に太陽光発電事業者(株)サイトオンによる住民説明会が“不意打ち・強行”されました。

これまでの関係区長会との話し合いでは、少なくとも2週間前に連絡をする旨の話し合いをしていたにも関わらず、お盆で忙しいこの時期に住民説明会を強行するとは不誠実で悪質です。

この住民説明会では参加者から建設反対の意見が続出した為、8月27日に行われた6区の区長会との協議で事業者から二つの提案がなされました。

- ① 計画を大幅縮小して建設する(3ha→0.5ha)
- ② 東電に連結できる0.5haの代替地を区が貸し出すことを条件に全面撤退する。

事業者側の一方的な提案である為、第三案の提案を求め、区長が持ち帰り検討する事となりました。

また、9月8日の新聞紙上では、事業者から北杜市の指導要綱を基に業者に指導している「住民との合意形成」について、合意の定義を明確に設定するように求める「上申書」が提出されたとの報道がありました。

また、北杜高校放送部の生徒さんが、来年8月の全国放送コンクール作品制作に向けて北杜市の太

陽光発電施設乱立問題に関して、住民、行政、事業者と様々な立場の人へ取材を進めておられるそうで、若い世代が少しでも関心を持ってくれる事に期待します。詳しくは

<https://www.facebook.com/groups/462752663922214/> をご覧ください。

8月後半に高根地区でも太陽光発電事業者(個人)による住民説明会が行われましたが、パネル設置の事前説明が無く、驚いた近隣住民が要望して急遽行われた説明会では、行政からの住民合意に関する積極的な指導が無かった為、後日トラブルに発展し、住民も事業者も被害を受けていると感じました。

11月に行われる市長・市議選挙でも、住民が直面する様々な問題に真摯に耳を傾けて、共に対策を考え実行してくれる市長・市議会議員を住民自ら選んでいかなければと強く思います。＜猪原＞

9月23日リニア新幹線の 認可取り消し訴訟始まる

リニア新幹線が及ぼす環境への影響や安全性に疑問や問題があるとして、沿線住民など700人が国を相手に計画の認可取り消しを求めて起こした訴訟の第1回公判が、9月23日に東京地方裁判所で行われました。

103号法廷で行われた公判では傍聴希望者が230人以上にもなり、抽選で傍聴人100人と沿線各地の原告代表25人、原告代理人弁護士6人が入廷しました。被告側は国以外にJR東海の弁護士も参加し、リニア新幹線の様々な問題が裁判の場で争われることになりました。

裁判では、始めに原告団長の川村晃生慶応大学名誉教授が「リニア新幹線が必要だという合理的な説明もなく、憲法で保障されている生存権や人格権などを一方的に侵害されている」と訴訟の趣旨を述べました。続いて弁護士団がJR東海が実施する建設計画に国が3兆円もの税金を投入する問題、環境アセスの拙速で不十分な点、南アルプスなどの自然破壊・景観破壊、電磁波による人体への影響などの問題について陳述しました。

これに対し国は訴えを退けるよう求め、今後の審議で具体的な主張を明らかにすると述べました。

裁判長は、公判は「法律論ではなく、事実に基づいて進めたい」と表明し、JR東海を被告の国の補助参加人として、次回公判は12月9日とすることを確認して閉廷しました。

公判後、法廷で傍聴した人や中に入れなかった人たちは参議院議員会館に会場を移し、院内集会で弁護団から公判の報告を受けました。

シリーズ

八ヶ岳のここが好き

この地の恵みとともに

＜高根町 挽野和子＞

我が家のベランダからは、黄金色に実った稲穂が美しく収穫の日を待っています。アキアカネは最後の営みに大忙しです。集落の向こう側には、南アルプスの山並みがそそり立っています。

この景色は春夏秋冬、朝に晩に七色に変化し飽きることがない動きを描いてくれます。早朝に雲海の上に頭を出す甲斐駒ヶ岳の頂。真っ赤に山並みを染める夕日の美しさ。夜空に輝く満天の星も私にとっては夢のような一時です。ここに住んでいるからこそ味わえる喜びです。

それだけではありません。自然の恵みから、食の喜びもたくさん頂いています。早春の山菜、「露の薑」「こしあぶら」「たらふ芽」「山うど」「山椒の葉」、我が家の食卓にはどんな高級料亭にも負けない旬の食材で作られたご馳走です。

私たちの不安定な生活、人生を味わうゆとりのない社会で、歴史を戦国時代に戻すと、甲斐の国、地元のかたがたが最も尊敬した「武田信玄公」の最後の砦になった朝日山城址が今も残っています。北条氏に滅ぼされた戦いはどんなものだったのかを、歴史上の人物になった気分で、読書に熱中することもあります。

私が終の棲家として選んだこの地は都会では経験することのできないことが多くあります。公共交通のない不便さなど多くの困難はありますが、それ以上生きる糧をもらっています。後期高齢年齢を向かえ草木が枯れてゆくように私の生涯を閉じることができればどんなに幸せかと考えています。

「湧水と森を大切に」

＜長坂町 I・Y＞

八ヶ岳南麓に移住して10数年、自然の恵みをたくさんいただいて生活しています。

その恵みの一つに湧水があります。この八ヶ岳からの湧水はおいしいお米を実らせてくれます。私も1反歩の水田を借りて稲作をしています。収穫をしたお米を首都圏の親戚に配るとすごく美味しいと喜ばれます。この地域のお米の美味しいのは「水」も要素の一つだと思います。

南麓の湧水地は28か所以上あるようですが、森林伐採や住宅開発が進み、生活排水や農地での農薬使用などによる、湧水量や水質への影響が心配です。

この湧水は富士川の源流の一つです。できるだけ水質を保ったまま海に流れ着いてほしいと思います。「森は海の恋人」という言葉があります。水を涵養するのは森林です。

各所で森林が伐採され太陽光設備が建設されていて心が痛みます。

ここにさらに高速道路が横断することになれば、地下水系の分断も起こるかもしれないし、広範な森林がなくなることは目に見えていてとても心配です。

昔は魚とりや水泳など川に親しむ機会は日常でした。いま川は危険なところになり水に親しむ機会が少なくなっています。

南麓の貴重な湧水を、水道や農業用水以外に散策や集いの場として、白州のべるがを参考にここにもあったらいいと思います。

持続可能な社会であるために、河畔林の再生や、大きな道路の街路樹なども、真夏の日差しを癒し、森林の減少を補う策として考えられないかなと思います。

そういえば市役所を始め市の施設に余り樹木が植えられていません。周囲が山で囲まれ地球温暖化の危機感が少ないのかもしれませんが、行政が先頭に立つべき事と考えると疑問を感じます。



「沿線住民の会ニュース」図書館での掲示中止について 続報

北杜市教育部長が「思想がかたよっている」と発言！

沿線住民の会ニュースの北杜市図書館掲示コーナーへの掲示が突然6月号から拒否された経過についてはすでにニュース25号(8月号)に掲載していますが、それについて8月9日、沿線住民の会と北杜市教育部長、中央図書館長との話し合いがもたれました。その席上、北杜市教育部長は沿線住民の会のニュースが「思想がかたよっている」「一方的だ」と発言し、掲示コーナーには置けないと表明しました。

許可したのは前任者の間違い？と責任転嫁

沿線住民の会では2016年4月号まで置いていたのに、なぜ6月号は置けないのかその理由を質問しましたが、教育部長は「内容を全般的に判断して」「一方の主張である」などと言うばかりで具体的な説明とはなっていないませんでした。ところが8月23日、再度中央図書館長と面談しその理由を尋ねたところ、「前任者が掲示コーナーの趣旨を理解していなくて許可を出したのがいけなかった」とこれまでの説明を一変させる回答がありました。

図書館の責務や役割に照らしてどうなのかということに答えようとせず、前任者に責任を転嫁するのは、まさに責任逃れと言えます。全国の図書館、図書館員でつくる日本図書館協会は「図書館の自由を守る行動において図書館員が不利益を受けることがあってはならない」と宣言しています。このことからしても前任者への責任転嫁の発言は重大な問題です。

ニュースの不掲示問題はたんに北杜市図書館の問題にとどまりません。「図書館の自由に関する宣言」の前文にある、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」という公立図書館の果たす社会的役割、知る自由・表現の自由が侵害されかねないという懸念が大きいため全国的に注目されています。8月19日に朝日新聞の全国版に掲載されたのを初めとして、山梨日日新聞、東京新聞で取り上げられています。

北杜市の9月定例議会でも質問されました。(9月15日) 教育長の答弁は、「本来掲示コーナーは図書館の催し案内や官公庁の広報等をお知らせする目的で設置したものです。市民の皆様の生涯学習活動の高まりに伴い市民による地域振興行事などのポスター・チラシの掲示希望が多く寄せられたことから、当初の目的を優先する中で限られた掲示スペースをご利用いただいているものであります。今後については掲示コーナーの利用を希望される市民はますます増えていることから、公共性などが伴わない掲示資料や定期刊行物等の取扱について図書館協議会にご意見を伺い、統一的な方針を定めてまいりたいと考えております。」また教育部長の答弁は、「刊行物の増加がすでにかなり飽和状態で掲示コーナーの本来の目的に影響を与えているということも考慮して今回の対応をさせていただいたという状況です。沿線の会のニュースなどにつきましても、多様な意見があるというような資料です。発行者の協力も頂いて館内の閲覧することができる資料として館内で見られるような措置も講じることはできるというようなことでお答えさせていただいたということです」というものでした。中央図書館長が作成した文書も開示請求し入手しましたが、内容は教育長の答弁と同様のもので「図書館協議会にご意見をうかがい、統一的な対応を定めてまいりたい」としています。

話し合いの時の回答になっていない

教育長・教育部長・中央図書館長の発言は8月9日の話し合いの時に「思想がかたよっている」「一方的だ」と発言したことには答えていません。単に場所が限られているとして問題への対応を回避し、図書館協議会へ丸投げして手続き上の問題として処理しようとしていると考えられます。また沿線の会のニュースを資料として館内で閲覧できるようにする、というのはこの問題を知らない人は見られないということ、手軽に手にすることが出来ないということで見えにくくすることになります。「思想がかたよっている」「一方的だ」は、どのような基準で判断されたものなのでしょうか？それは誰が判断するのでしょうか？ 8月9日の話し合いのあとの説明等はありませんが、これからも説明をもとめていきたいと考えています。

中部横断自動車道をめぐる経過

(2010年12月2日)

第1回社会資本整備審議会道路
分科会関東地方小委員会

(2011年1月20日)

第2回社会資本整備審議会道路
分科会関東地方小委員会

(2011年2月17日)

第1回コミュニケーション
第1回アンケート

(2011年7月7日)

第3回社会資本整備審議会道路
分科会関東地方小委員会

(2011年10月5日)

第4回社会資本整備審議会道路
分科会関東地方小委員会

(2012年1月27日)

第2回コミュニケーション
第2回アンケート

(2012年4月12日)

第5回社会資本整備審議会道路
分科会関東地方小委員会

(2012年7月8日)

第3回追加的コミュニケーション（意見交換会）

(2012年10月4日)

第6回社会資本整備審議会道路
分科会関東地方小委員会

(2012年11月21日)

第1回ワーキンググループ

(2013年1月12日)

第2回ワーキンググループ
（WG現地調査）

(2013年1月31～2月12日)

地元説明会
北杜市10回南牧村1回

(2013年6月27日)

第3回ワーキンググループ
Bルート案取りまとめ

(2013年7月16～2015年3月24日)

北杜市中部横断道活用検討委員会
（パブリックコメントや団体代表者からの意見把握）

(2013年10月9日)

国交省関東地方整備局に
署名簿を提出

(2013年11月2～2014年7月8日)

甲府河川国道事務所と意見交換会
（6回）

(2014年1月14日)

関東地方小委員会委員長
石田東生氏と面談

(2014年3月15日)

甲府河川国道事務所と意見交換会
WG委員は傍聴

(2014年7月11日)

関東地方整備局と面談

(2014年7月23日)

関東地方小委員会Bルートを
了承

(2014年11月26日)

国交省道路局へ計画段階評価の
やり直しを要請

(2014年12月26日)

国交省が環境影響に関する
「検討書」を環境省に提出

(2015年7月10日)

沿線住民の会 北杜市長と
初めての面談

(2015年11月16日)

沿線住民の会 山梨県知事に
面談を要請

(2015年11月26日)

国交省道路局と面談

(2016年3月16日)

関東地方整備局と面談
（計画段階評価のやり直し・WG・関
東地方小委員会資料改ざんの問題など）

(2016年7月27日)

長野国道事務所と面談

（中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線の会編集）

書評 「チェルノブイリの祈り」



この本の作者はスベトラナ・アレクシエービッチ、ベラルーシの作家です。チェルノブイリ原発事故の後、事故を体験、目撃した多くの人々にインタビューを行い、その中から50人ほどの証言をまとめた本です。

この本の際立った特徴は、全編がインタビューで構成されており、作者のコメントを伴わない原発事故の被害者の生の声そのまま掲載されている点です。作者はインタビューをテープレコーダーに録音し、それを丹念に起こして曖昧さのない証言として描き出していますが、その被害者の話は非常に重く、この本を読む人に考えさせてやまないものがあります。

最初のインタビューは原発事故で真っ先に消火活動に駆け付けた消防士の妻の話です。それに続き被害者の一人として作者も登場します。その後も様々な体験をした人々が話をすることによって、全体としてチェルノブイリの原発事故の現実の様々な面が描き出され、それに遭遇することになった人々の苦悩や悲しみがリアリティを持って明らかにされています。

作者は「この本はチェルノブイリについての本じゃありません。チェルノブイリを取りまく世界のこと、私たちが知らなかったこと、ほとんど知らなかったことについての本です」と書いていますが、この言葉はいろいろな角度から受け取ることができます。

作者が原発事故の後、私たちはベラルーシ人から「チェルノブイリ人」になったと言っていることは、注目すべき言葉です。チェルノブイリ原発事故で被害を受けただけでなく、避難の途中や避難先で差別と偏見にも出会い、更にはその先の人生も「チェルノブイリ人」として生きることを余儀なくされた人々の悲しみ、やり場のない怒り、心の叫びがこの言葉から伝わってくるような気がします。(た)

お知らせ

「中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート北杜市民の会」のフェイスブックでの発信内容について沿線住民の会へお問い合わせがありましたが、当会はフェイスブックでの情報発信は行っていません。

「中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート北杜市民の会」は別団体ですので、お知らせします。

編集後記

◆秋晴れの日が少ない9月だったが清里ウォークの日は最高のウォーク日和だった。天は我らに味方してくれたのか？日照時間が多いと言われるこの地域でも、今年は、「稲刈りができない」「野菜が育たない」といった声が聞こえる。わが家の野菜も生育が悪い。天候・水・環境がいかに大事か。

◆北杜市長選、市議選が間近だ。私たち市民の声と真摯に向き合ってくれる人を選びたい。(あずひで)

